

<<<新旧対照表>>>

改正理由：放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備する。

改正内容：放課後児童支援員の資格要件に関する規定を以下のとおり改正する。

- ①学校教育法の規定により教諭となる資格を有する者を教育職員免許法に規定する免許状を有する者に改める。
- ②「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの」を放課後児童支援員の資格要件として追加する。

施行日：条例の公布の日

新	旧
<p>大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年9月30日 条例第35号</p> <p>改正 平成28年3月14日 平成30年 月 日 第70号 第 号 第1条から第9条 (省略) (職員) 第10条 第1項及び第2項 (省略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)から(3) (省略) (4) <u>教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u> (5)から(9) (省略) <u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの</u> 以下、省略 付 則 (平成30年 月 日条例第 号) この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年9月30日 条例第35号</p> <p>改正 平成28年3月14日 第70号 第1条から第9条 (省略) (職員) 第10条 第1項及び第2項 (省略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)から(3) (省略) (4) <u>学校教育法の規定により幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u> (5)から(9) (省略)</p> <p>以下、省略</p>